

議会議案第4号

松尾市長に対する問責決議について

松尾市長の責任を問うことに関し、次のとおり決議する。

平成25年9月13日提出

提出者	鎌倉市議会議員	上	畠	寛	弘
同	同	上	岡	田	和則
同	同	上	三	宅	真里
同	同	上	納	所	輝次
同	同	上	前	川	綾子
同	同	上	赤	松	正博
賛成者	同	上	千		一
同	同	上	竹	田	ゆかり
同	同	上	保	坂	令子
同	同	上	西	岡	幸子
同	同	上	池	田	実
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	吉	岡	和江
同	同	上	松	中	健治

松尾市長に対する問責決議

去る平成25年4月24日、鎌倉市議会が鎌倉市民からの負託を受けた直後に、松尾市長は、市議会議員の議会内の発言について、「市から議会に対して懲罰を求めることが可能か」と総務部に命じ、公費負担の市の顧問弁護士に懲罰を要求する可否を相談させた。

そもそも市の顧問弁護士は行政執行事務に係る相談を目的に設置しており、当該支出は好ましい行為ではなかったと監査委員も認めるところであり、職員に不要かつ不正な支出を強いたことは行政の長としての資質を疑わざるを得ない。

また、市長の当該行為は、市議会議員の議会内における自由闊達な議論を大きく委縮させ、議会の自立権を侵害し、市と議会間の信頼関係を一方的に失墜させるものである。

市長の行動は、我々鎌倉市民が過去より培ってきた鎌倉市における議会制民主主義を冒瀆し、民主主義の根幹を揺るがす許されざる行為である。

よって、本市議会は松尾市長の責任をここに問い、猛省を強く求める。

以上、決議する。

平成25年9月13日

鎌 倉 市 議 会